

より強力なタバコ対策戦略を国連人種差別撤廃委員会に求める 208 団体の要請

「日本禁煙学会は、健康を守るための国際的アピールに賛同します。」

本日、一般社団法人 日本禁煙学会は Action on Smoking and Health ならびに 61 か国の 208 団体の同意に基づき、国連人種差別撤廃委員会に対して、健康権の享受に関連する人種差別に関する一般勧告第 37 号案における、タバコの有害性に関する叙述の強化を求める。

現在の勧告案は、タバコ対策を進める個人と団体にとっては、史上初の快挙と言える。なぜならタバコパンデミックが人々の間に健康格差をもたらしているという厳然たる事実を明確に指摘しているからである。

[Read Draft 1 of the CERD General Recommendation 37 here >](#)

[Read the Joint Comment from 208 organizations from 61 countries in response to the current draft and their recommendations >](#)

今回の国際的サポート活動の重要性について、日本禁煙学会の見解を述べる

国連人権条約を批准した 182 か国には、国連人種差別撤廃委員会の決定を遵守する義務があるため、国連人種差別撤廃委員会が発出した強力な一般勧告をも誠実に遵守する義務が課されている。一般勧告第 37 号は、各国におけるタバコ対策を強化する国際的法的勧告となるだろう。

「タバコによる健康被害が、人権条約メカニズムによって提供される人権保護の対象に含まれることに対し、世界 208 団体の支持が寄せられることにより、タバコ対策の国際的連帯が進む。国連人種差別撤廃委員会が人種差別を防ぎ健康権を守るうえでタバコ対策が不可欠であることを明確に認識されることを期待する」と、今回の運動を先導した Action on Smoking and Health の常務弁護士ケルシーロメオ-スタッピー氏は語った。

今回協賛した組織団体は、タバコパンデミックが世界中のすべての人々の基本的人権と健康権を侵害していると認識して活動を進めてきた学術機関、法律センター、公衆衛生推進団体等が加わっている。

タバコは地球上で人々の命を奪う予防可能な最大原因である。すべての国が、人々の健康権を守るために迅速にタバコ対策を強化する必要がある。

- The direct link to the final joint submission is: https://ash.org/wp-content/uploads/2023/08/CERD-GR-37-Comment_ASH-and-cosignersFINAL.pdf

[問い合わせ先：日本禁煙学会 desk@nosmoke55.jp、03-5360-8233]